



マイナンバー制度をますます危険にする デジタル庁構想を許さない!

デジタル庁関連法案で市民監視と個人情報の利活用が進む

2021年2月9日、政府はデジタル改革関連の6法案を国会に提出しました。デジタル庁設置法案、デジタル社会形成基本法案、預貯金口座の登録・管理の2法案、自治体の情報システム標準化法案と、デジタル社会形成の関係法律約60本の改正をまとめた整備法案です。マイナンバー制度は、その基幹システムになります。

総理大臣を長とするデジタル庁は、マイナンバー制度や電子証明・本人確認関係のシステムを集中管理します。各省庁・自治体・医療教育関係の民間事業者のデータの標準化や政府クラウドの構築、外部連携機能の推進、個人法人等の公的基礎情報データベースの整備など、デジタル化をトップダウンで迅速かつ重点的に推進するため、予算を一括管理し各省庁に対する勸告権を持つ強力な「司令塔」です。

デジタル化によって行政と企業に個人情報が蓄積され、マイナンバーやマイナンバーカードでひも付けされて市民生活の監視が容易になり、「データ駆動型社会」の経済成長のため個人情報が利活用されていきます。

なぜマイナンバーとマイナンバーカードは嫌われるのか

マイナンバーカードは交付から5年経過しても、普及率は25%と低迷しています。上限5000円付与するマイナポイントは、4000万人の予算で1000万人しか利用せず期間が延長されました。健康保険証のかわりにマイナンバーカードを使う「オンライン資格確認」は、本年3月開始なのに準備している医療機関は1/4、利用手続した人は約6%という状態です。10万円給付金のオンライン申請の失敗で話題になったマイナポータルは、利用登録者がわずか3.2%です。

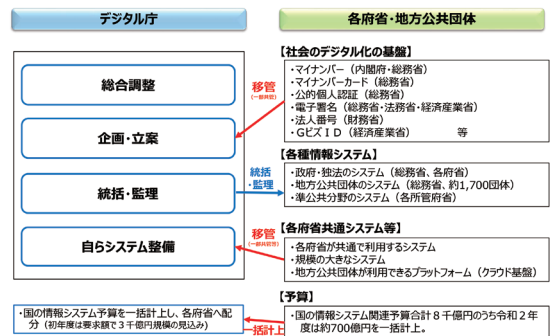
マイナンバー制度が利用されないのは利便性向上や行政効率化にあまり役立たず、相次ぐトラブルや年金や税の違法再委託などの漏洩の発生、警察や治安機関への情報提供も可能でそれをチェックする仕組みもない市民監視への不安、マイナンバーで個人情報がひも付けされて悪用される恐れがあるためです。しかし政府は全住民のマイナンバーカード保有を目指して、必要を感じない人にまで取得を迫っています。

いまだに「自己情報コントロール権」を認めない政府と裁判所



マイナンバー制度の際限なき拡大とデジタル化強化を問う集会(2020年11月21日)

勝手に番号を付けて本人同意もなく行政機関等が個人情報を利用するマイナンバー制度は、憲法に保障されたプライバシー権を侵害すると、利用差止を求め全国8ヶ所で裁判中です。個人情報の収集・利用・保存・提供を本人の同意により行うという自己情報コントロール権(情報自己決定権)は世界の常識です。しかし、国は自己情報コントロール権を憲法で保障された権利ではないと主張し、各地裁もそれを認めて不当な合憲判決を下しました。裁判は一審判決を不服として控訴し高裁で争われています。このような政府がすすめる個人情報の共有と利活用拡大を認めることはできません。



(デジタル改革関連法案ワーキンググループ第4回資料)

マイナンバー制度の現状や問題点、反対の取り組みなどを、共通番号いらないネットのサイトで紹介しています。

詳しい情報は **共通番号いらない** で検索を。 またはQRコードからサイトへ。





デジタル庁で国民総背番号制化するマイナンバー制度

J-LISの国管理化で迫る国民総背番号制

さまざまな手続で市区町村に提出した私たちの住民情報は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)で集中管理されています。J-LISは住基ネットの全国センター、マイナンバーカードの交付管理、マイナンバー制度の情報連携のために最新の住民情報のコピーを保管する「中間サーバー」の設置、電子証明書の管理などを行っています。

住基ネットをつくる時当時の小渕首相は、地方公共団体共同の分散分権のシステムで国が管理するシステムではないから国民総背番号制ではない、と国会で説明していました。そのためJ-LISは現在、地方自治体が共同で運営しています。

しかし、デジタル改革関連法案ではJ-LISを国と地方公共団体が共同で管理する法人に転換して、デジタル庁と総務省が共同管理し代表者会議に国が加わり、事業の目標を国が設定し達成しなければ改善措置命令をし、違反すれば理事長を解任できるようにするなど、事実上、国が統治する組織に変えようとしています。これでは国民総背番号制です。

住民情報を国が利用しやすくなり、警察等が捜査関係事項照会や不正アクセスによって住民情報を調べることが容易になることが危惧されます。

銀行口座と国家資格のマイナンバー管理

預貯金口座の登録・管理の2法案では、反対が強いマイナンバーの告知義務は規定しないものの、①マイナンバー付きの公金受取口座を国に登録する制度 ②金融機関が口座開設時にマイナンバーの提供を求める義務 ③本人同意により預金保険機構を介して複数の口座に付番可能に ④相続や災害発生時に預金保険機構がマイナンバーを付番した口座の所在を確認などが新設されます。

迅速な給付のためと言いますが、特別定額給付金のトラブルはマイナンバーで口座を管理していなかったことが原因ではなく、また管政権は再び給付する考えはないと言っています。政府は金融資産把握が目的ではないと強調していますが、もともと2015年の法改正で口座への付番(任意)を始めたのは、税務調査と社会保障の資力調査のための金融資産情報の把握が目的でした。迅速な給付を口実に資産管理の強化が本音です。

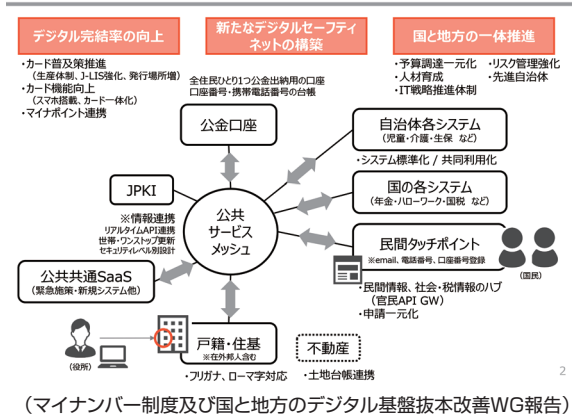
デジタル改革関連法案では、国家資格をマイナンバーで管理するデータベースも新設しようとしています。手続の負担軽減や正確性確保を理由にしていますが、国家による有資格者の再配置や有事の際の動員を可能にしようとしています。

情報共有を容易にするシステムの標準化

自治体の情報システム標準化法案では、自治体の標準的な業務システムを国が決めて使用させようとしています。自治体が独自の施策を行うのが困難になるだけでなく、国が住民情報にアクセスするのも容易になります。

デジタル庁では国の行政機関や民間事業者をふくめデータの標準化を整備し、国・自治体・民間で個人情報を容易に情報連携できる基盤(公共サービスメッシュ)の構築も目指しています。

国と地方の真のデジタル化に向けて目指すべき姿(2025年)



危険なマイナンバーカードのスマホ搭載

2019年に成立したデジタル手続法は、行政手続の100%デジタル化・オンライン化を原則としました。デジタル法案は、あらゆる行政手続がスマートフォンからできるデジタル・ファーストを目標としています。窓口で対面による手続を希望してもできない「デジタル手続強制社会」になります。

そのために今回の法案では、マイナンバーカードに内蔵されているオンライン手続に使う電子証明書をスマートフォンに搭載可能にすることや、郵便局でのマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新などが新設されます。スマホに搭載するため「移動端末設備用電子証明書」を創設しますが、搭載にはマイナンバーカードを所持していることが条件です。

電子証明書と暗証番号があれば、マイナポータルを使ってマイナンバーで管理する個人情報をすべて見ることができただけでなく、行政手続もできます。スマホ搭載は便利なのですが、盗まれると個人情報の漏洩だけでなく、本人に成り済まして行政手続をされる危険が生じます。

またセキュリティの確保や厳格な本人確認のため市町村で行っている電子証明書の発行・更新を、郵便局などに広げていくことも不安です。



個人情報の保護から個人データの利活用の推進へ

個人情報保護条例と地方自治が潰される

デジタル改革関連法案の中で、個人情報保護関係3法（個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法）を一本化するとともに、自治体の個人情報保護条例の規定を国基準に揃える法改正をしようとしています。個人情報の利活用のために、保護を緩くするのが目的です。

自治体は国に先行して個人情報保護条例をつくり、住民参加の個人情報保護審議会で要配慮個人情報の保護や、国民総背番号制につながる外部オンライン結合の制限などプライバシー保護に取り組んできました。個人情報保護法も地域の特性に応じた施策の実施を、自治体の責務としてきました。

しかし、産業界からの自治体ごとの規定や運用の違いが個人情報の利活用の支障になるとの圧力に押されて、条例を有名無実化する改正をしようとしています。法律に条例で保護を「上乘せ」としては正要求して、従わないと裁判に訴えるという地方自治に反する措置をしようとしています。

個人情報を保護するマイナポータルを民間への個人情報の提供に利用

マイナンバー制度に個人情報の漏洩・悪用や成りすまし犯罪、国家による個人情報の一元管理などの危険性があることを国は認め、それを防ぐため個人情報の保護措置や安全管理義務が定められました。マイナポータルは保護措置の一つで、行政機関等が保有しているマイナンバーのついた税や福祉などの個人情報の内容やどこに提供したかを、本人が確認するために作られました。

ところが、政府はそのマイナポータルを、マイナンバーで管理する個人情報を民間事業者に提供する仕組みとして利用を広げようとしています（自己情報取得API）。マイナンバーカードによる本人同意を要件としても、どこまで同意に実効性があるか疑問です。

2020年夏にドコモ口座などの決済サービスの不正利用で、ゆうちょ銀行から預貯金が抜き取られる事件がありました。マイナポータルから個人情報が漏洩したら大変です。つながる利便さは、危険性と表裏一体です。

個人情報を利用されることが権利!?

法案検討では、「相当な公益性」があれば本人同意なく第三者への個人データの提供・利用を認める「データ共同利用権」が提唱されています。

デジタル社会形成基本法案では、経済活動の促進のための個人情報保護の見直しや、情報システムの連携による情報共有、データの標準化や外部連携機能の整備などが方針とされています。

さらに、個人情報を含む「公的基礎情報データベース」を整備し利用促進する方針で、マイナンバー制度はその一部として税・社会保障以外への個人番号の利用範囲の拡大や情報連携の推進が求められています。

必要な手続のためだけに使われると思って行政に提供した個人情報が、デジタル改革によって官民の利活用の対象として本人の意思に反して知らないうちに提供・利用され、データによって勝手に判断されようとしています。



狙われる教育・医療健康の個人情報

デジタル庁関連法案では教育・医療・災害を準公共分野として、官民データの標準化や国のクラウド利用など情報の共有を容易にしようとしています。また、デジタル社会形成の整備法案では、健康増進法で市町村が実施しているがん検診などの検診結果を、他自治体に提供可能にしようとしています。

マイナンバーカードを健康保険証として使う「オンライン資格確認」の目的は、保険医療記録を共有する仕組みを作ることです。国はデータヘルス改革で医療健康情報を行政等の健診記録と併せて生涯管理し、医療機関で共有するとともに成長産業育成の材料にしようとしています。

教育では「GIGAスクール構想」による一人一台の端末整備に合わせて、転校や進学等しても継続的に学習データを管理して、教育産業や情報産業と産学連携して個別最適化された学びや教育政策にデータ活用するIT新戦略を、2020年7月に閣議決定しています。しかし、個人の学習管理をマイナンバーでやるという報道に対しては、情報産業の経営者でさえも「流石にこれは抵抗感というか、恐怖感さえある」とつぶやいています。



書かない番号！ 持たないカード！

マイナンバーカードがなくても、3月以降も健康保険証で医療は受けられます

2021年3月からマイナンバーカードを健康保険証として使えるようにする計画ですが、引き続き健康保険証を利用して受診できます。医療機関の準備も進まず、厚労省も未準備の医療機関では引き続き健康保険証が必要と案内しています。保険証を持参の方が確実です。紛失しないようマイナンバーカードを持ち歩くのはやめましょう。

新型コロナ予防接種に、マイナンバーカードやマイナンバーは不要です

平井デジタル担当大臣が新型コロナ予防接種をマイナンバーで管理すると突然発言して、自治体や医療現場を混乱させています。ワクチン接種担当大臣も厚労省のQ&Aも明言しているように、ワクチン接種は自治体が発行するクーポン券(接種券)でおこない、接種会場でマイナンバーカードもマイナンバーも必要ありません。あわててマイナンバーカードの申請に行くような「不要不急」の外出は避けましょう。

申請書が送られていますが、マイナンバーカード申請は義務ではありません

マイナンバーカードを所持していない約8000万人に2020年11月から順次「交付申請書」が郵送され、封筒に健康保険証のことが書いてあるので申請が必要と誤解もあるようですが、申請しなくても受診に支障はありません。

マイナンバーカード(個人番号カード)は希望者のみ申請し、市町村に出頭を求めて成りすまし防止のための本人確認をして交付されることになっています。取得を義務づけることはできません。

① マイナンバーカードは罰則を伴わない形で取得を義務付けるべきではないか。

- マイナンバーカードの普及については、カードの活用場を増やし、その利便性を国民の皆様にご理解いただくことが必要。そのため、現在、健康保険証との一体化やマイナンバーカードを活用した消費活性化に向けて取り組んでいるところ。
- マイナンバーカードは、本人の協力のもと、対面での厳格な本人確認を経て発行される必要があるが、カード取得を義務付ければ、この本人の協力を強要することとなり、手法として適当でない。

(平成31年3月15日経済財政諮問会議第17回国と地方のシステムワーキング・グループ 総務省資料2-2-2より)

マイナンバーを記入しなくても、税や社会保障の手続きはできます

役所の一部の手続きで、マイナンバー(個人番号)の記入・提供を求められています。しかし番号法では、記入・提供を義務付けてはいません。国税庁や厚生労働省その他の省庁も、マイナンバーの記入を拒否された場合は未記載で書類を受取り、手続きに不利益は生じないことを明らかにしています(金融関係の一部の事務を除く)。

所得税の確定申告でも、毎年約17%はマイナンバー未記載で提出されています。また提供を明示的に拒否した場合は情報連携を行わないと、総務省と内閣府は2017年11月8日に通知しています。

【国の省庁のマイナンバー(個人番号)の記載・提供についての説明の例】

- *国税庁FAQ Q2-3-2 「申告書等にマイナンバー・法人番号の記載がない場合でも受理することとしています」
- *雇用保険のチラシ 「従業員から提供を受けることが困難な場合は、個人番号の記載がない届出書を受理します」
- *ハローワークのチラシ 「マイナンバーを提供しないことを理由とする賃金不払い等の不利益な取扱いや解雇等は、労働関係法令に違反又は民事上無効となる可能性があります」

賛同カンパのお願い

共通番号いらないネットは、共通番号制度を廃止に追い込むことをめざし、全国的に幅広く運動を創り出していくため、共通番号制度に反対する市民・議員・研究者・弁護士・医師などさまざまな立場の人々が集まる開かれたネットワークとして結成されました。運動の趣旨をご理解いただき、共通番号いらないネットへの賛同カンパを呼びかけます。個人賛同 1,000円、団体賛同 3,000円を一口として、次の口座にお振り込みください。

郵便振替口座【口座記号番号】00100-2-729745(払込取扱票は右詰めで記入)【口座名称】共通番号いらないネット

ゆうちょ銀行以外の金融機関から振り込む場合は、次の内容を指定してください。

【金融機関名】ゆうちょ銀行(金融機関コード:9900)【店名・店番】〇一九(ゼロイチキョウ)店・019

【預金種目】当座【口座番号】0729745【口座名称】共通番号いらないネット

共通番号いらないネット(共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会)

web サイト: <http://www.bango-iranai.net/> 電話: 080-5052-0270 Eメール: kyotu@bango-iranai.net